

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市長 三 橋 和 史

#### 香芝市条例第4号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第28条第2項中「第6項」を「第7項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、支給する費用弁償の額は、1週間の勤務時間が割り振られた日の日数を考慮して、規則で定める。